

戦争法制の成立に抗議し、廃止を求める声明

「民主主義を踏みにじる強行採決」

安倍自公政権は、2015（平成27）9月19日、参議院本会議において強行採決を行い、戦争法制（安全保障関連法制）を成立させました。国民に理解が広がっていないことを安倍晋三首相自身も認める中で圧倒的多数の国民の声を無視した強行採決は、民主主義を踏みにじるものであり、私たちは、断固として抗議します。

「違憲な戦争法制」

憲法9条に反する戦争法制は、違憲立法であり、速やかに廃止されなければなりません。

戦争法制は、従来の政府見解では憲法上行使することが出来ないとされてきた集団的自衛権を行使して、米軍と共に米国の戦争に参戦することを可能にする法制です。戦争法制は、自衛隊に、米軍の兵站活動を支援させ、他国での治安維持活動と任務遂行のために武器使用、さらには米軍の武器防護のための武器使用を認め、我が国が攻撃されなくとも戦争に突入させることを可能とするものです。戦争法制は明らかに憲法9条に反する違憲な法律であり、速やかに廃止されなければなりません。

国会審議を通じて、「大量破壊兵器の輸送・補給すら可能」「米軍の武器防護が戦争に直結」など無限定性や危険性がますます明らかになり、安倍首相が言い続けた「邦人母子の乗った米艦防護」「ホルムズ海峡の機雷敷設」という「立法事実」が「絵空事」であることも明白になりました。統合幕僚長の訪米協議録などによって、制服幹部の先取り検討や米日軍事一体化の進行も白日のもとにさらされました。

「反対運動の広がり」

日本弁護士連合会や、各弁護士会は戦争法制成立前から、その違憲性を指摘し、反対集会等の取り組みを行いました。当事務所でも、弁護士会の一員として、また民主主義と平和を守る地域事務所として、戦争法案が国会に提出された直後から、弁護士・事務局が一体となり法制の違憲性を指摘し、集会、学習会、憲法カフェ、街頭宣伝、アピールウォーク、国会前抗議行動の警備など様々な活動に取り組みました。これらの活動は所内だけにとどまるものではなく、東京北部地域の住民と連帯して次々と戦争法案反対の企画を立ち上げました。豊島・練馬・板橋での取り組みではそれぞれ空前の参加者を数えるほどの大規模な集会を開催するに至りました。全国的な活動を展開した「総がかり行動実行委員会」や「SEALDs」の若者たちとも協力し、これまでにない大規模の行動を展開することができました。8月30日には数十万人が国会周辺をはじめ日本全国で怒りの声を上げ、強行採決がなされた9月19日未明には「アベを許すな！」の声国会前に響き渡りました。

このような主義・主張を越えた全国的な抗議活動は当事務所にとってはもちろん、わが国にとって初めての経験でした。

「これからに向けて」

城北法律事務所が、平和憲法をその活動の根底に置き、民主主義と平和を守るために東京北部地域に事務所を構えて50年、その節目の年に安倍自公政権は民主主義と平和を踏みにじる違憲の立法である戦争法制を成立させました。しかし、私たちは様々な活動を通じ、安倍自公政権が多くの国民を敵にしたことを知っています

日本全国で上がった怒りの声を、違憲立法の廃止と戦争阻止・発動阻止への運動へとつなげ、違憲である戦争法制は速やかに廃止されなければなりません。当事務所はこれを確信し、東京北部地域とともに戦争法制を廃止させるまで最大限努力することを宣言します。

2016年1月1日

城北法律事務所